

本仮訳は、2022年6月30日に開始されたパブリックコメント版のものです。  
 本件に関しては、当事務所のニューズレター「[中国で個人情報越境標準契約規定\(中国版SCC\)についてのパブリックコメント手続が開始](#)」をご参照ください。

## 個人情報越境標準契約規定 (意見募集稿)

**第一条** 個人情報越境活動を規制し、個人情報の権利及び利益を保護し、個人情報の国境を越えた安全かつ自由な流動を促進するため、『中華人民共和国個人情報保護法』に基づき、本規定を制定する。

**第二条** 個人情報処理者は、『中華人民共和国個人情報保護法』第三十八条第一款第(三)項に基づき、国外受領者と契約を締結して中華人民共和国外に個人情報を提供する場合、本規定に基づき個人情報越境標準契約(以下「標準契約」という。)を締結しなければならない。

個人情報処理者と国外受領者が個人情報越境活動に関連するその他の契約を締結する場合、標準契約と抵触してはならない。

**第三条** 標準契約に基づき個人情報越境活動を行う場合、独立した契約と記録管理の組合せを堅持し、個人情報の越境のセキュリティリスクを防止し、法に基づく秩序立った個人情報の自由な流動を保障しなければならない。

**第四条** 個人情報処理者が以下に該当する場合、標準契約を締結する方法によって国外に個人情報を提供することができる。

- (一)重要情報インフラ運営者でない。
- (二)100万人未満の個人情報を処理している。
- (三)前年1月1日からの個人情報の国外提供が累計10万人に達しない。
- (四)前年1月1日からの機微個人情報の国外提供が累計1万人に達しない。

**第五条** 個人情報処理者は、個人情報を国外に提供する前に、以下の要素を重点的に評価して、事前に個人情報保護影響評価を行わなければならない。

(一)個人情報処理者及び国外受領者が個人情報処理を行う目的、範囲、方法等の適法性、正当性、必要性

(二)越境する個人情報の数量、範囲、類型、機微の度合い、個人情報の越境が個人情報の権利利益にもたらす可能性のあるリスク

(三)国外受領者が負う責任義務、責任義務を履行する管理的及び技術的措置、国外における個人情報の安全を保障する能力

(四)個人情報の越境後の漏えい、毀損、改ざん、濫用等のリスク、個人が個人情報の権利利益を保護する方法がスムーズであるか等

(五)国外受領者の所在国または地域の個人情報保護政策及び法規が標準契約の履行に及ぼす影響

(六)個人情報の越境の安全性に影響を及ぼす可能性のあるその他の事項

**第六条** 標準契約は以下の主な内容を含むものとする。

(一)個人情報処理者及び国外受領者の基本情報（名称、住所、担当者の氏名、連絡方式等を含むがこれに限定されない）

(二)個人情報の越境の目的、範囲、類型、機微の度合、数量、方式、保存期間、保管場所等

(三)個人情報処理者及び国外受領者の個人情報保護に関する責任及び義務並びに個人情報の越境がもたらす可能性のあるセキュリティリスクを防止するために講じる技術的及び管理的措置等

(四)国外受領者の所在国または地域の個人情報保護政策及び法規が本契約条項の遵守に及ぼす影響

(五)個人情報主体の権利並びに個人情報主体の権利を保障する方法及び手段

(六)救済、契約解除、違約責任、紛争解決等

**第七条** 個人情報処理者は、標準契約の発効日から 10 営業日以内に所在地の省級ネットワーク安全情報化機関に届け出なければならない。届出に際しては、以下の資料を提出しなければならない。

(一)標準契約

(二)個人情報保護の影響評価報告書

個人情報処理者は、届出資料の真実性について責任を負うものとする。個人情報処理者は、標準契約の発効後、個人情報越境活動を行うことができる。

**第八条** 標準契約の有効期間内に以下のいずれかが生じた場合、個人情報処理者は改めて標準契約を締結し、かつ届出を行わなければならない

(一)国外提供する個人情報の目的、範囲、類型、センシティブな度合い、数量、方式、保存期間、保管場所及び国外受領者の個人情報処理の用途、方式に変化が生じ、または個人情報の国外保存期間が延長されたとき

(二)国外受領者の所在国家又は地域の個人情報保護政策及び法規に変化が生じる等、個人情報の権利利益に影響を及ぼす可能性があるとき

(三)個人情報の権利利益に影響を及ぼす可能性のあるその他の状況

**第九条** 標準契約の届出に関わる機構及び人員は、職責の履行において知った個人のプライバシー、個人情報、商業秘密、営業秘密情報等について、法により秘密保持しなければならない。漏えい、他人への不法な提供、不法な使用を行ってはならない。

**第十条** いかなる組織及び個人も、個人情報処理者の本規定違反を発見した場合、省級以上のネットワーク安全情報化機関に苦情を申し立て、通報する権利を有する。

**第十一条** 省級以上のネットワーク安全情報化機関は、標準契約の締結を通じた個人情報越境活動が実際の処理過程において個人情報の越境の安全管理の要件に適合しなくなったことを発見した場合、個人情報処理者に対して、個人情報越境活動を終了するよう書面で通知しなければならない。個人情報処理者は、通知を受け次第、直ちに個人情報越境活動を終了しなければならない。

**第十二条** 個人情報処理者が本規定に基づき国外受領者と標準契約を締結して個人情報の国外提供を行うときに、以下のいずれかが生じた場合、省級以上のネットワーク安全情報化機関は、『中華人民共和国個人情報保護法』の規定に基づき、一定期間内の是正をするよう命じるものとする。是正を拒否し、または個人情報の権利利益を損なった場合、個人情報越境活動の停止を命じ、法により処罰し、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

(一)届出 процедуруを履行せず、または虚偽の資料を提出して届出を行ったとき

(二)標準契約で取り決められた責任義務を履行せず、個人情報の権利利益を侵害し、損害を生じさせたとき

(三)個人情報の権利利益に影響を及ぼすその他の状況が発生したとき

**第十三条** 本規定は\_\_年\_\_月\_\_日より施行する。